さあ、夏本番です!

夏本番を迎え、昨年に引き続き節電が呼びかけられています

昨年よりも電力供給に余裕があると言われていますが、電力が貴重なエネルギーであることに代わりはありません。この時期、家庭で一番消費電力の大きなものはエアコンです。既に言われていることですが、設定温度を無理のない範囲で高めにする、エアコンのフィルターをこまめに掃除する、ブラインドやカーテンなどを工夫して、屋内に直射日光を入れないようにする等の対策を心掛けて下さい。扇風機で過ごせる範囲であれば、エアコンではなく扇風機を使用すると大幅な節電となります。また、冷蔵庫に物を詰め込みすぎない、長期間使わない電化製品のコンセントを抜く、可能な範囲でテレビの画面の明るさを落とす（音量も）等も小さな事ですが節電につながります。節電をすれば家計も助かります。無理のない範囲で節電にトライしてみませんか。

エアコン、扇風機を使う前に

これまでしばらくお休みをしていたエアコンや、節電対策で久しぶりに使い始めた扇風機。使い始めて次のような症状が現れたら、すぐに使用を中止して点検して下さい。発火など、思わぬ事故につながる恐れがあります。

- ▷スイッチを入れてもファンが回らない。
- ▷電源コードやプラグが異常に熱い。
- ▷ファンの回転が遅かったり不規則。
- ▷モーター部分が熱い。焦げ臭い臭いがする。
- ▷モーターから異常な音がする。

エアコンや扇風機に限らず、電化製品は長期間使用しているうちに、内部の部品の劣化等が生じてきます。使用中に上記のような症状が現れたり、いつもと違うと感じたらすぐに使用をやめ、コンセントから電源プラグを抜いてメーカーによる点検を受けて下さい。
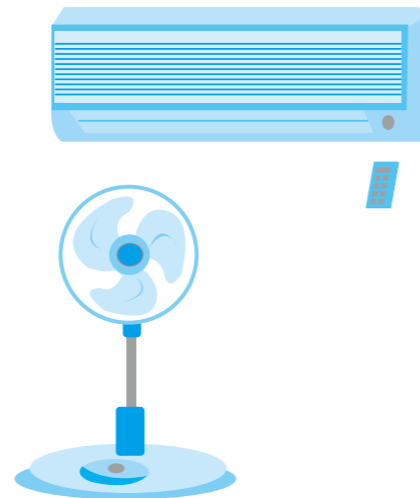
高温になったライターが発火!?

真夏の直射日光は強烈です。炎天下に駐車してある自動車の車内はかなりの高温になります。このような自動車のダッシュボードなどにライターを放置しておくと、車内の温度上昇とともにライターのガスタンクの内圧が高くなり、破裂・発火する危険があります。同じようにスプレー缶などを車内に放置することも危険です。
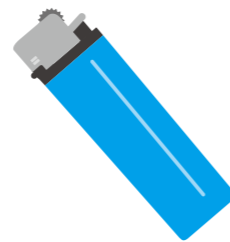
カセットボンベが爆発!!

カセットコンロを使用して野外でバーベキュー。楽しいですよね。でもコンロの使い方を誤るととんでもないことになります。大きな鉄板を使うためにカセットコンロを2台並べて使ったりしていませんか?鉄板で、コンロのボンベの部分を覆うような使い方をすると、鉄板の放射熱でボンベが過熱されてボンベ内の圧力が上昇、爆発に至ります。また、2台並べなくても、コンロを覆うような鉄板や大きな鍋も同様の危険があります。さらに、カセットコンロで炭火を起こすことも、炭の熱でボンベが過熱されるため危険です。カセットコンロを使用の際は、取扱説明書を良く読んで正しく使用して下さい。

編集発行： 山梨県企画県民部消費生活安全課　甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁旧館3階）　055（223）1352,1588　平成24年 夏号

山梨県県民生活センター　甲府市飯田1-1-20（JA会館5階）　055（223）1571

回覧

消費生活情報誌

平成24年　夏号

No.109

かいじ号
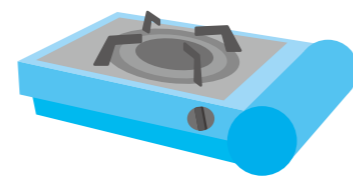
振り込め詐欺にご注意ください!

振り込め詐欺が増えています。最近、連日のように新聞紙上に振り込め詐欺の被害発生の記事が掲載されています。

振り込め詐欺には次のような様々な手口があります。

オレオレ詐欺

息子や孫といった身内になりすまし、「会社の金を使い込んでしまった」「事故を起こして示談金が必要になった」など、巻き込まれたトラブルを解決するためには大至急現金が必要と訴えます。最近では、振り込ませるのではなく、「会社の上司」や「弁護士」などを装った仲間が、直接自宅に現金を取りに来る事例も見られます。また、本当の息子や孫に確認の連絡が取れないように、あらかじめ携帯電話の番号が変わったという連絡が入ることもあります。

架空請求詐欺

利用した覚えのないインターネットのサイト利用料金や、消費者金融の債権回収、パソコンや携帯電話でのアダルトサイトの入会金などを、電子メールや電話、ハガキなどで要求してくるものです。中には期日までに支払われない場合は訴訟を起こすなどとあり、訴訟を取り下げるには訴訟解除料が必要と、更に現金を要求してくるものもあります。

融資保証金詐欺

金融機関などを装い融資をする旨の勧誘をダイレクトメールなどで行い、融資を申し込んできた人に対し、融資をするためには保証金がいるので、融資前に保証金を指定口座に振り込むよう指示してきます。実際には融資されず、振り込んだ保証金がだまし取られてしまいます

還付金等詐欺

税務署や社会保険事務所、市町村役場の職員を騙って、医療費、税金、年金等の還付金等をATMで受け取れると偽り、ATMを操作させて現金を振り込ませるものです。

その他の詐欺

過去に訪問販売などで高額な商品を購入した人などを対象に、市町村役場や消費者センターなどの公的機関の職員を装って、その時の被害を取り戻すことが出来るなどと騙り、被害を取り戻すためには手数料がいるなどと現金を要求してきます。

どうすればいいの!?

相手は騙しのプロです。冷静な判断ができないように仕向けてきます。いずれの場合も**すぐに対応しようとせず、決して一人では判断しないこと**、が大切です。相手にお金を渡す前に、必ず身近な誰かに相談をするか、最寄りの警察や県民生活センターに連絡してください。